



第 11 号

平成 27 年 12 月 10 日

東ト協 適正化事業部

## 運行記録計による記録及びその保存・活用

今回は運行記録計についてです。巡回指導時の指摘項目としては、「所定事項一部記録漏れ」「一部記録保存なし」などの指摘が見られます。

運行管理者は、運行記録計に記載された「瞬間速度」「運行距離」「運行時間」等のデータから運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用してください。指導を行った場合は、記録紙に記入し指導記録として保存してください（1年間保存）。

### 1. 運行記録計の装着義務付け対象が拡大

運行記録計の装着が義務付けされている車両は、以下の通りです。

- ① 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- ② 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の被牽引自動車を牽引する牽引自動車
- ③ 特別積合わせ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

平成 27 年 4 月 1 日から輸送安全規則が一部改正され、運行記録計の装着義務対象車両が、従来の「車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上」から「車両総重量 7 トン以上又は最大積載量 4 トン以上」に拡大されました。

本改正は、新規登録車両（新車を購入した場合）は平成 27 年 4 月 1 日から適用開始となっており、その他の車両（既に保有している車両や中古車を購入した場合）は 2 年間の経過措置を導入したうえで、平成 29 年の 4 月 1 日から適用対象となります。

### 2. 運行記録計の活用による過労運転等事故防止の徹底

- (1) 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用してください。
- (2) 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間、及び休憩等に無理がないかチェックをして、必要に応じて指導してください。
- (3) 制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導を行い、指導内容を記録として保存してください。併せて速度超過については、速度抑制装置に問題が生じていないかチェックをしてください。
- (4) 過労運転を防止するために、連続運転時間や拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェックをしてください。

⇒具体的に指導を行った場合は、必ず日報やチャート紙、記録媒体等に指導内容の記録をお願いします。

## 平成 27 年度 適正化巡回指導実施結果

東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関の平成 27 年度における巡回指導実施結果がまとまりましたので公表いたします。引き続き、適正な事業運営に向けての取り組みを図られますようお願いいたします。

平成26年度(平成26年4月～27年3月)	平成27年度上半期(平成27年4月～27年9月)
<p><b>○ 巡回件数 1,484件</b></p> <p>〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常巡回 1,225件</li> <li>・新規巡回 72件</li> <li>・集合指導 104件</li> <li>・特別巡回 83件</li> </ul>	<p><b>○ 巡回件数 659件</b></p> <p>〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常巡回 571件</li> <li>・新規巡回 36件</li> <li>・集合指導 28件</li> <li>・特別巡回 24件</li> </ul>
<p><b>○ 通常巡回指摘項目のワースト5(指摘率)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康保険・厚生年金の未加入(※) 36.9%</li> <li>② 特定の運転者に対する適性診断 34.5%</li> <li>③ 特定の運転者に対する特別な指導 32.2%</li> <li>④ 点呼の実施及び記録保存 26.9%</li> <li>⑤ 乗務員に対する安全教育 23.1%</li> </ul>	<p><b>○ 通常巡回指摘項目のワースト5(指摘率)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定の運転者に対する特別な指導 32.4%</li> <li>② 特定の運転者に対する適性診断 32.3%</li> <li>③ 点呼の実施及び記録保存 25.1%</li> <li>④ 健康保険・厚生年金の未加入 24.5%</li> <li>⑤ 乗務員に対する安全教育 24.4%</li> </ul>

※ 健康保険・厚生年金の指摘率については、1名でも未加入者がいる場合は「否」と判定されますので、全体の保険未加入率とは異なります。

### ＜平成 27 年度 G マーク 認定事業所の公表について＞

全日本トラック協会は、12月15日(火)にホームページで、平成27年度貨物自動車運送事業安全性評価事業認定事業所一覧を公表し、評価結果通知書、認定証等の発送を開始する予定です。

なお、今年度より認定ステッカー、認定ワッペン、認定証ケース(新規のみ)の無償交付は終了しています。安全性優良事業所として認定を受けた事業所は、各事業所でご注文していただく必要がございますので、予めご了承ください。